



第5回名古屋モーターサイクルショー

県産品 PR コーナー

出展のご案内・出展要項



第5回名古屋モーターサイクルショー 県産品PRコーナー出展のご案内

1 出展日時

- ・出展日：2026年4月10日(金)、11日(土)、12日(日)
(同日にAichi Sky Expo展示ホールE・Fで開催される「第5回名古屋モーターサイクルショー」内での出展です。)
- ・出展単位：3日間
- ・出展時間：各日9:00～17:00
※搬入：4月10日(金)7:45～9:00
11日(土)、12日(日)8:00～9:00
※搬出：各日17:00～18:00

2 場所

愛知県常滑市セントレア5丁目10-1
Aichi Sky Expo (愛知県国際展示場) 展示ホールE、F



※会場内の小間配置図は確定次第お渡します。

※出展スペースは当方にて調整いたします。

3 募集事業者数

8～10事業者程度

4 出展資格

- ・県内の地場産品に関する事業者
- ・県内の地場産品に関する業界団体
(商工会議所、商工会、農林水産関連団体、観光関連団体等)
- ・愛知県及び県内市町村
- ・Aichi Sky Expo需要創造会議構成員

5 出展後のアンケート・売上報告

今後の県産品PRコーナー運営の参考とするため、催事終了後には、Aichi Sky Expo活性化推進機構からの「県産品PRコーナー出展事業者アンケート」の回答に協力していただけることをご誓約ください。

また、出展料算出のため各出展事業者売上の報告についてご誓約ください。

6 出展内容

愛知県の名産品や特産品など、お土産品として持ち帰りできるものを販売する出展者を募集します。

※お弁当など、当日会場での飲食を前提とするような商品の販売はご遠慮ください。

※事前に内容を確認させていただき、安全性その他の観点から適切でないと判断するものについては、お断りすることがあります。

※主催者からの要望により、出展内容に制限がかかる場合があります。

7 出展料

売上金の合計額（消費税及び地方消費税を含まない）の15%並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計額を出展料としていただきます。

※出展料は売上報告から算出し、名古屋モーターサイクルショー実行委員会事務局（中部経済新聞社）から請求します。

※振込手数料は出展事業者の負担でお願いします。

8 小間仕様

1 小間 3 m × 3 m程度

※出展者が決定次第、コーナーのレイアウトをご案内します。

9 備品代

<基本仕様（無料）>

- ・長机 1台（幅180cm×奥行60cm）
- ・椅子 2脚
- ・スポットライト
- ・電源（要申請）

※貸出備品の個数及び、他の貸出備品についてもご相談に応じます。以下は備品の一例です。追加の備品代は出展者の実費負担です。

（例）①冷蔵ワゴン ②ポスター掲示板 ③カタログスタンド

※上記備品以外、出展事業者からの持込みも可能です。備品の持込を希望する場合は、別紙「出展申込書」に備品の種類と、サイズ、数量を記入してください。

（例）冷蔵ケース[w○○×d○○×h○○ ○台]

1 0 出展方法

別紙「出展申込書」に必要事項をご記入の上、下のお問い合わせ先へ電子メールにてお送りください。

締切：2026年2月13日（金）

※必要に応じて出展企画書（内容、図面等）のご提出をお願いする場合があります。

※出展申込書提出後の貸出備品の変更等について、変更内容や時期によっては対応いたしかねる場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

Aichi Sky Expo 活性化推進機構

Aichi Sky Expo 県産品PRコーナー事務局（余語・林）

（愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課国際展示場室）

TEL: 052-954-6849（ダイヤルイン）

E-mail: tenji@pref.aichi.lg.jp

1 1 出展者の決定

応募者多数の場合、お申し込み順を優先して決定しますが、品目の重複を避ける等、出展内容を考慮して出展者を調整する場合があります。

結果は2月26日（木）までにすべての応募者に連絡します。

第5回名古屋モーターサイクルショー 県産品 PRコーナー出展要項

■出展の準備等

- ・搬入及び搬出時間については、以下のとおりです。

搬入時間：4月10日（金）7:45～9:00

4月11日（土）、12日（日）8:00～9:00

搬出時間：各日17:00～18:00（来場者がホールから退出した後）

- ・駐車場は一般駐車場（有料）をご利用ください。
- ・出展事業者は出展者証を常に外観上明示できるよう携行し、事務局員の要求があるときは速やかにこれを提示できるよう携行してください。

（主催者発行の「出展者証」は会期の初日に事務局員から手交します。）

■出展料について

- ・売上金の合計額（消費税及び地方消費税を含まない）の15%並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計額を徴収します。
- ・出展料は売上報告から算出し、名古屋モーターサイクルショー実行委員会事務局（中部経済新聞社）から請求します。
- ・振込手数料は出展事業者の負担でお願いします。

■出展物の規定

- ・出展物は、県産品 PRコーナーの目的に沿った品目とします。
- ・食品の販売については、P6の「食品販売について」をご参照ください。

■出展物の管理

- ・出展事業者は、自己の責任と費用において、会場内への搬入出と出展物の管理をしてください。
- ・本イベントの会期中は、営業終了後の出展物の管理にはご注意ください。

※出展物を箱等に収納する、布などを掛ける、撤去する等

■出展に際してのお願い事項

- ・出展事業者の販売した商品に対する一切の責任は、出展事業者に帰属します。
- ・来場者からのクレーム、トラブル等は出展事業者で対応処理をお願いします。
- ・服装は衛生的で、事故、苦情等が発生しないものを着用してください。
- ・出展事業者の販売行為及び金銭收受は、出展事業者の責任において管理をお願いします。
- ・貴重品は各自で管理してください。
- ・出展に際しては、一般利用者の妨げにならないように、十分留意してください。
- ・以下の禁止事項は行わないでください。

<禁止事項>

- ①裸火の使用（飲食物の調理）
- ②拡声器、マイクなどによる宣伝
- ③騒音又は振動を伴う行為
- ④ビラの配布、サンプリング等
- ⑤風船等の浮遊物の配布及び販売

⑥その他施設の管理運営上の支障が生じる恐れがある行為

- ・事務局の指示には必ず従ってください。

■食品販売について

- ・販売品目は、お土産品として持ち帰りできるもののみとなります。
- ・食品販売には、保健所への許認可届けが必要な場合がありますので、各出展事業者の責任で法令を確認の上申請してください。また、必要に応じて飲食店営業許可又は食品製造許可を取得した場所で製造したことを食品衛生法に基づき表示をしてください。
- ・試飲・試食を実施する場合は、県産品PRコーナー内で、容器の回収まで行うようにしてください。また、保健所への申請許可を受けてください。
- ・酒類の販売は可能ですが、お土産品として買って帰るものとしてください。
- ・酒類を販売する場合は、各自で半田税務署に申請してください。
- ・酒類の試飲はご遠慮ください。

■ゴミ処理

- ・出展箇所の清掃は出展事業者において行ってください。
- ・会場内のゴミ箱は来場者専用です。出展事業者のゴミは捨てないでください。
- ・出展中（搬入出時含む）のゴミ・残材・廃棄物は、出展事業者の責任においてお持ち帰りください。
- ・出展事業者が出展物、装飾資材その他を会場内に残した場合は、事務局は任意にこれを処分します。また、処分及び処分作業にかかった費用は、出展事業者にご負担いただきます。

■装飾施工上の注意

- ・出展範囲内に装飾物も含めて収まるレイアウトとしてください。
- ・出展箇所の制限内（高さ制限 2.7m以下、重量制限 5t/m²以下）の装飾としてください。
- ・施設の正常な運営に支障をきたす恐れがあるものについては、その出展装飾に関して制限あるいは禁止させていただくことがあります。
- ・展示装飾の材料には防炎処理を施したもの（防炎物品）を使用してください。
- ・床コンセントを使用する場合は、事前にご連絡ください。
- ・施工にあたっては、以下の禁止事項は行わないでください。

<禁止事項>

- ①床、壁、天井等施設への直接工作
 - ②出展範囲外への装飾物の設置
 - ③貸出備品へのガムテープ、釘、鉛類の使用
 - ④風船等の浮遊物の展示
 - ⑤その他当施設を損傷する恐れのある一切の行為
- ・利用終了後は、出展事業者の責任において原状復旧してください。

■出展内容の変更並びにキャンセル

- ・出展のすべて、又は一部の変更並びにキャンセルをする場合、出展事業者は事務局に届け出でください。
- ・出展申込書提出後、出展内容の変更に伴い、貸出希望備品に変更が生じた場合には速やかに事務局にご連絡ください。ただし、変更内容や時期によっては対応いたしかねる場合がありますので、ご了承ください。
- ・出展事業者のキャンセルに伴い損害が発生した場合には、事務局は当該出展事業者に対し、損害賠償請求をできるものとします。

■管理

- ・出展事業者は、出展物の搬入出・展示・撤去等を行う際は、事故防止に努めてください。
- ・事務局は、出展事業者が行うこれらの作業について必要と認めた際は、事故防止のための措置を命じ、その作業の制限もしくは中止を求めることがあります。

■損害賠償

- ・出展事業者は、自己又はその代理人の故意又は過失によって生じた事故又は破損に対する一切の損害について責任を負うものとします。
- ・出展物の盗難・紛失・損傷などの事故やあらゆる原因から生ずる損失又は損害について、Aichi Sky Expo 活性化推進機構（事務局）は責任を負いません。
- ・天災などの不可抗力及びその他事由により、県産品 PR コーナーの開催が中止となったことで生ずる損失又は損害について、Aichi Sky Expo 活性化推進機構（事務局）は責任を負いません。

■個人情報の取扱いについて

- ・出展事業者は、展示等を通して「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び、関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行ってください。

■その他注意事項

- ・出展の権利を第三者に貸与、転売等をすることはできません。
- ・その他事務局の指示に従わない場合は、開催中であっても出展を中止していただく場合や次回以降の出展をお断りする場合がございます。

■駐車場のご利用について

- ・出展時は、一般駐車場（有料/入庫30分以内は無料）をご利用ください。催事期間中は当施設利用に限り駐車料金が割引されます。
- ・駐車時間が2時間に満たない場合は、直接出口精算機で料金をお支払ください。
- ・駐車場には高さ制限（普通自動車：高さ2.5m/大型自動車：2.5m超、2.7m以下）がございますのでご注意ください。
- ・駐車場料金は、Aichi Sky Expoのホームページ（<https://www.aichiskyexpo.com/>）をご確認ください。

■その他

- ・出展要項に定めのない事項が生じた場合は、協議の上、別に決定します。

【参考】「名古屋モーターサイクルショー」について

○ 概要

名古屋モーターサイクルショーは、中部地区最大級の二輪車イベント。

同ショーは毎年3月の大阪・東京に続いて開催される国内3番目のモーターサイクルショーで、2025年4月に開催した「第4回名古屋モーターサイクルショー」では、国内外メーカー15社、19ブランドの車両出展と合わせて、約114社もの部品・用品、カスタム関連ほかの出展参加のもと、過去最高の44,253名もの来場者を迎えた。

また高校生以下と女性無料化の継続で、女性来場（27%）、家族来場（36%）の来場をさらに増やし、二輪車市場のすそ野を拡げていく。

ホームページ <https://www.motorcycle-show.jp>

○ 第4回（2025年）の来場者総数

2025年4月4日～6日 44,253人

○ 第4回（2025年）の県産品PRコーナーの様子

